< 県民の皆さまへのメッセージ >

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い
～ 感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要（かなめ） ～

感染状況と感染拡大防止対策期の延長について

現下の本県の感染状況は、８月中旬のピーク時と比較すると大きく減少しており、医療提供体制についても、確保病床使用率が５０％を安定的に下回って推移するなど一定の改善が見られる状況にあることから、「ＢＡ．５対策強化宣言」は、９月２５日をもって終了します。

一方で、現行の「感染拡大防止対策期」については、確保病床使用率が２０％以上の状態が続いていることから、１０月１６日まで延長することとし、県民の皆さまには、「感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が要(かなめ)」ということを、引き続き、意識していただき、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底をお願いします。

全数届出の見直しに伴うお願いについて

全数届出の見直しに伴い、発生届の対象外となる若い軽症者等の方には、病状急変時等に備えて、自ら陽性者登録を行い、健康管理をお願いします。

ワクチン接種について

ワクチン接種については、特に、６０歳以上の方や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方、医療従事者や高齢者施設等の従事者は、４回目接種の対象となっており、各市町において接種が開始されていますので、ご検討をお願いします。

さらに、若年層の方にも追加接種の積極的な検討をお願いします。

無料検査について

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を１０月末まで延長しますので、積極的にご利用ください。

感染リスクを減らす取組みについて

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（３回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いします。

事業者の皆さまへのお願いについて

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いします。

「ＮＯ コロナハラスメント」について

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけてください。

結びに

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

令和４年９月２１日

香川県知事　池 田　豊 人

感染拡大防止対策期における
対策について
（７月15日～10月16日）

令和４年９月21日

香　川　県

香川県からのお願い

感染拡大を止めるには
一人ひとりの意識が要

- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛して
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用、会話時はマスクを着用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。

香川県

療養の考え方の転換・全数届出の見直しについて

○ オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方などの4類型に限定。

（※それ以外の方は発生届の対象外。自ら陽性者登録センターにWEBで登録）

○ 感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象

9月25日まで	9月26日以降～
・陽性と診断された者（全員）	・65歳以上の者
	・入院を要する者
	・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な者
	・妊婦

（参考）主な重症化のリスク因子

・65歳以上の高齢者
・悪性腫瘍
・慢性呼吸器疾患（COPD）
・慢性腎臓病
・糖尿病
・高血圧
・脂質異常症
・心血管疾患
・脳血管疾患
・肥満（BMI30以上）
・喫煙
・固形臓器移植後の免疫不全
・妊娠後半期
・免疫抑制・調整薬の使用
・HIV感染症

出所：「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 第8.0版」

※同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱いの見直しに伴い、別添８、別紙１、別紙２、別紙４を変更しています。

令和４年９月21日

イベント等の開催に係る留意事項について
（イベント等に関する協力要請（法第24条第９項））

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

１　適用期間
令和４年９月26日（月）から

２　イベント等の開催制限

	収容率　※	人数上限　※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(最低１m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

○「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
○　同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）、100%（大声なし）とする。
○　なお、基本的に「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外であるが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、感染防止安全計画の対象となる。

３　チェックリストの作成・公表
イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から１年間保管することとする。
ただし、上記２の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント（大声なし（※））を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。
（※）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含まれる。

4　感染防止安全計画の策定・提出

⑴　対象

大声なし（※）の5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※　同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合も含む。 ○　参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

⑵　内容

「感染防止安全計画」を策定し、４週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、１か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

⑶　提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町４丁目１番10号　健康福祉部健康福祉総務課

5　留意事項

別添８：イベント等の開催に係る留意事項

別紙１：チェックリスト

別紙２：感染防止安全計画

別紙３：イベント結果報告フォーム　省略

別紙４：イベント開催等における必要な感染防止策

（参考）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長　通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和４年９月８日付け事務連絡）

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その７)」（令和４年９月８日付け事務連絡）